

三田市立幼稚園条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (保育年限)</p> <p>第4条 幼児の保育年限は、<u>2年以内</u>とする。 (保育料)</p> <p>第5条 <u>保育料は、9,350円を限度として、幼稚園に在園する者に係る支給認定保護者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。)の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して教育委員会規則で定める額とする。</u></p> <p>2 <u>保育料は、幼稚園の休業、幼児の欠席及び月の中途入退園にかかわらず、原則としてこれを徴収する。ただし、休園を命じた場合は、この限りでない。</u> (納付期日)</p> <p>第6条 <u>保育料は、毎月指定の期日までに納めなければならない。</u> (不還付)</p> <p>第7条 <u>既納の保育料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</u> (減免)</p> <p>第8条 <u>市長は、貧困その他特別の事情があると認める者に対しては、その保育料を減額し、又は免除することができる。</u> (実施に関し必要な事項)</p> <p>第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長と教育委員会が協議して別に定める。</p>	<p>第1条～第3条 省略 (保育年限)</p> <p>第4条 幼児の保育年限は、<u>3年以内</u>とする。 (保育料)</p> <p>第5条 <u>保育料は、0円とする。</u></p> <p>(実施に関し必要な事項)</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長と教育委員会が協議して別に定める。</p>